

廿日市市 墓所・樹木葬墓 使用者募集のご案内

募集対象墓地

榎之窪墓地、阿品墓地、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、
浄郷墓苑、八坂墓苑、第三霊峯墓苑（樹木葬墓）



令和7年5月

廿 日 市 市
生活環境部人権・市民生活課

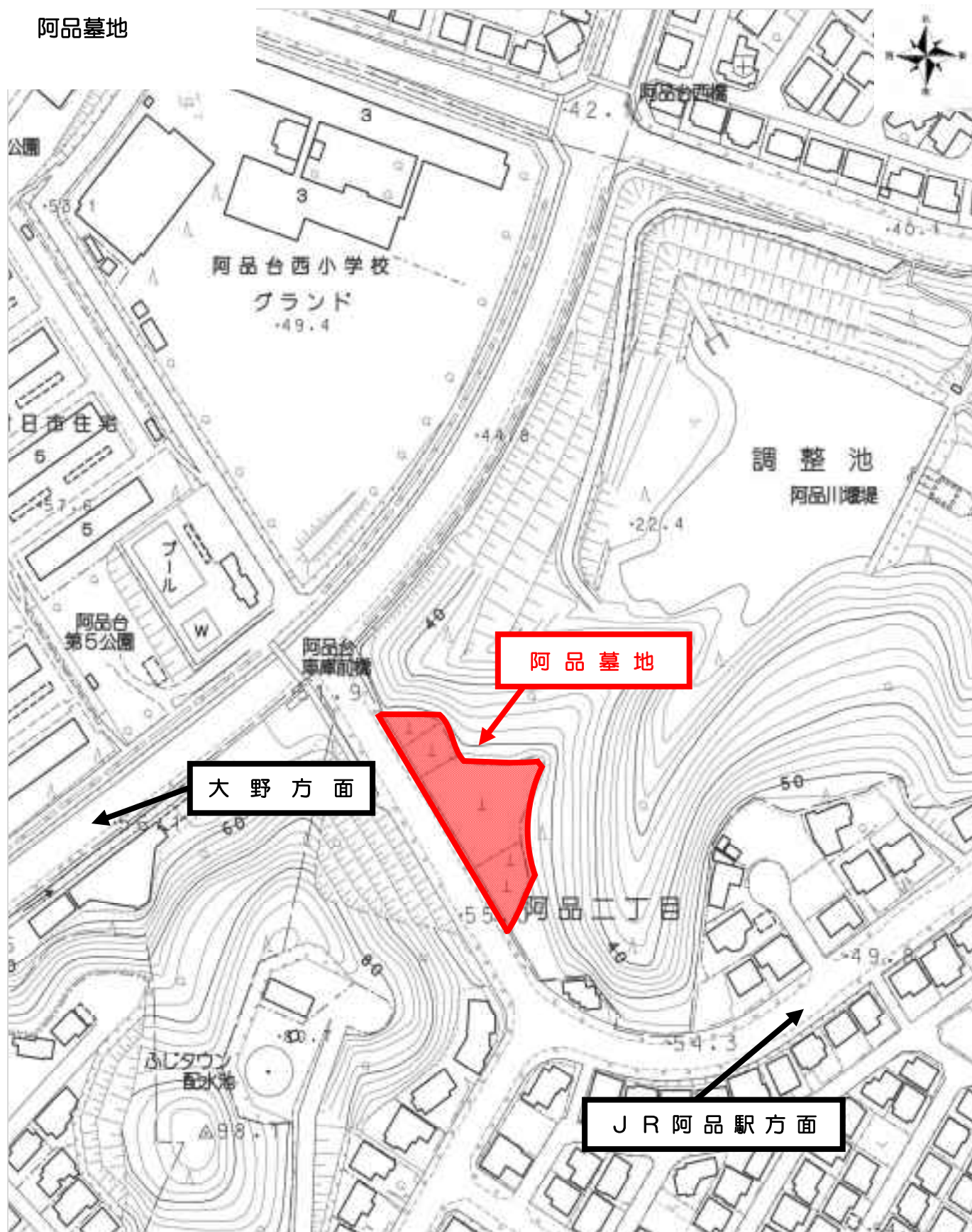
目 次

1. 墓地の位置図.....	3
2. 募集区画の配置図.....	8
3. 樹木葬墓現地写真.....	14
4. 墓地の名称・所在地.....	15
5. 募集数.....	16
6. 使用料及び管理料.....	16
7. 応募要件.....	17
8. 使用条件等.....	17
9. 申込みの手続き.....	18
10. 申込受付期間及び場所.....	18
11. 申込みの際の注意事項.....	18
12. 使用予定区画の決定.....	19
13. 使用許可申請について.....	19
14. 墓所・樹木葬墓の申込み～使用開始までの流れ.....	20
15. 墓地使用上の注意事項.....	21
16. その他.....	22
●墓地の設置基準.....	23
●銘板（樹木葬墓）の形状.....	25
●記入例.....	26

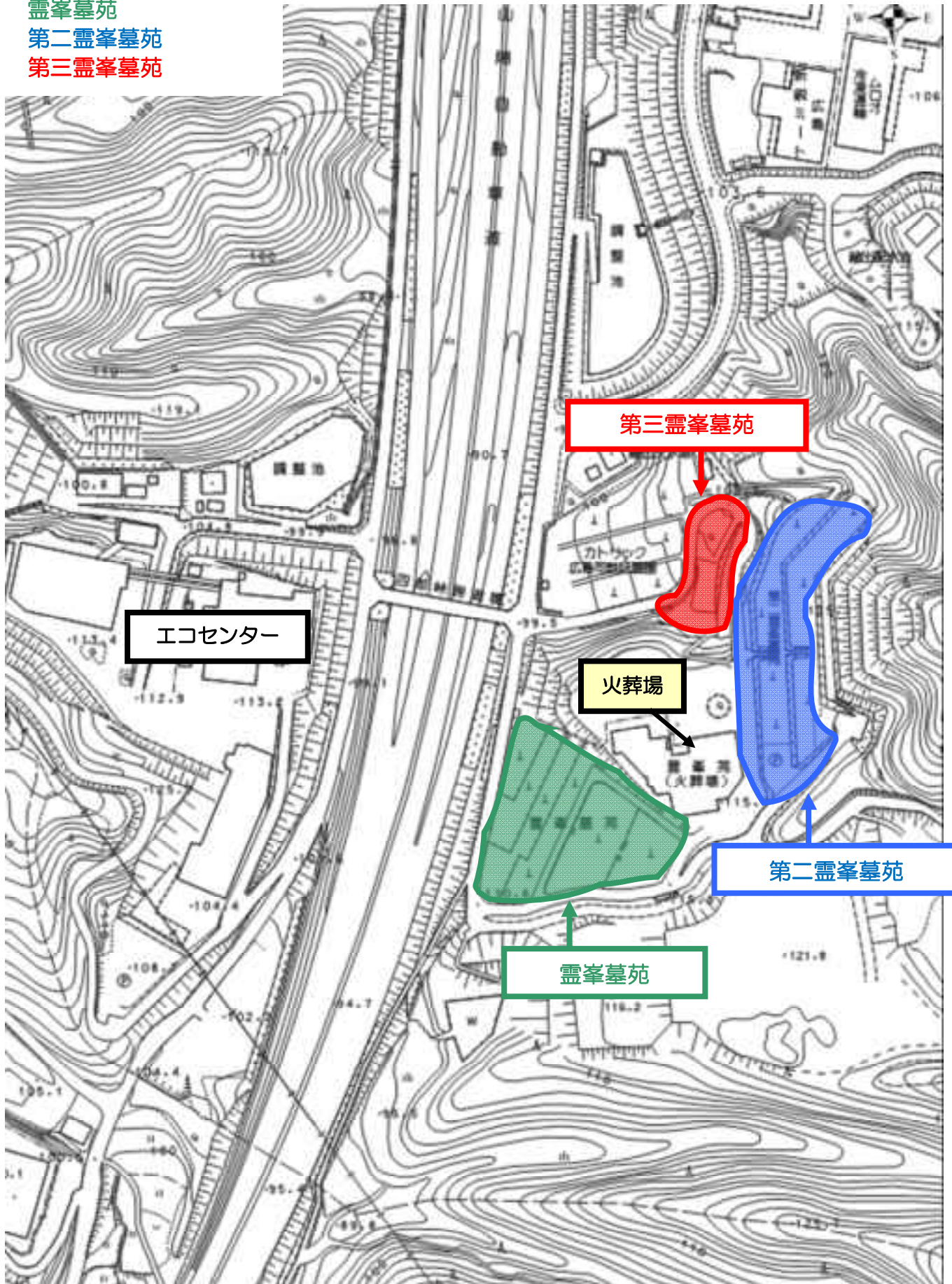
1. 墓地の位置図
榎之窪墓地



阿品墓地



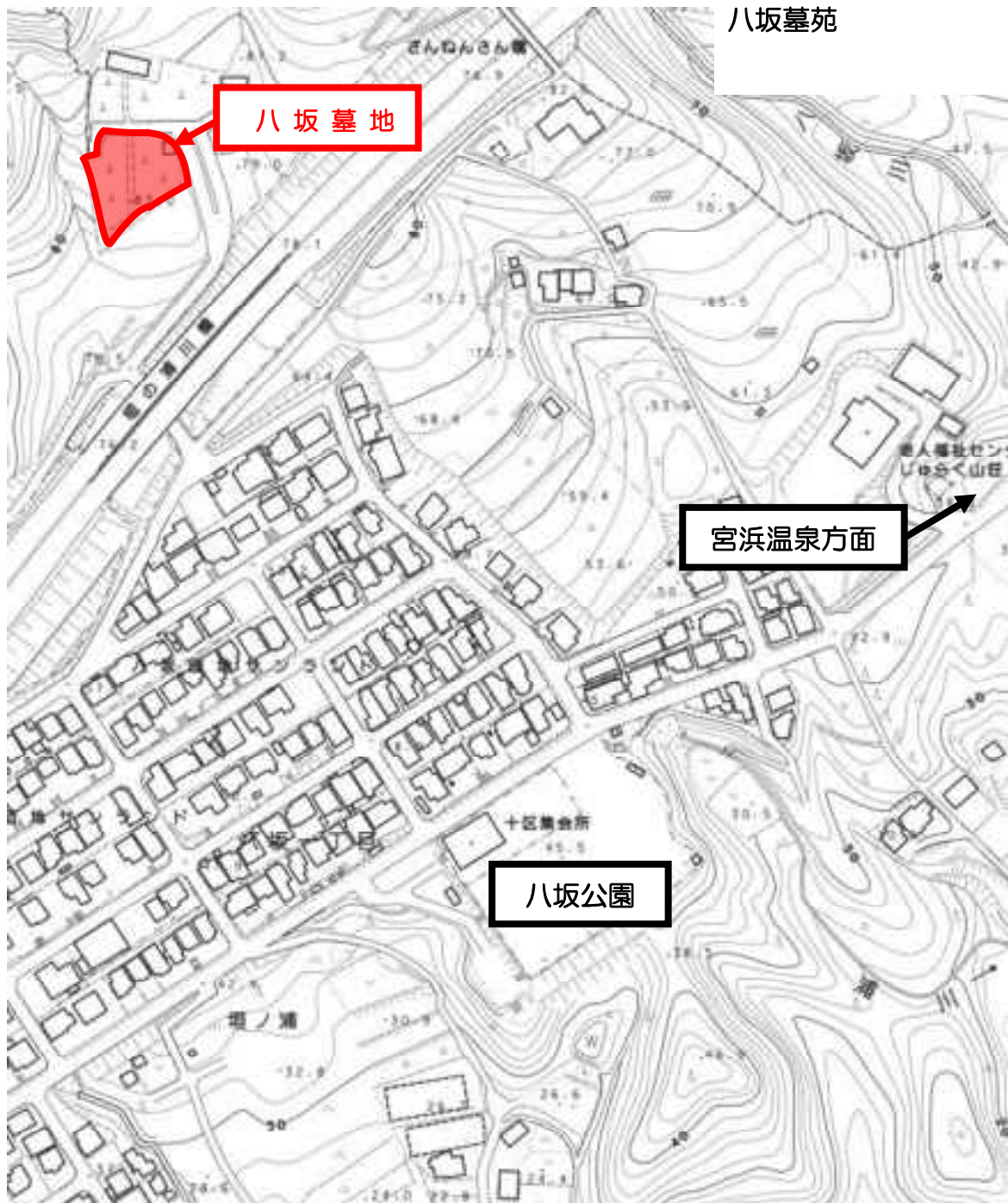
霊峯墓苑
第二霊峯墓苑
第三霊峯墓苑



浄郷墓苑

浄郷墓苑

大野インター南交差点



2. 募集区画の配置図 榎之窪墓地



榎之窪墓地募集区画

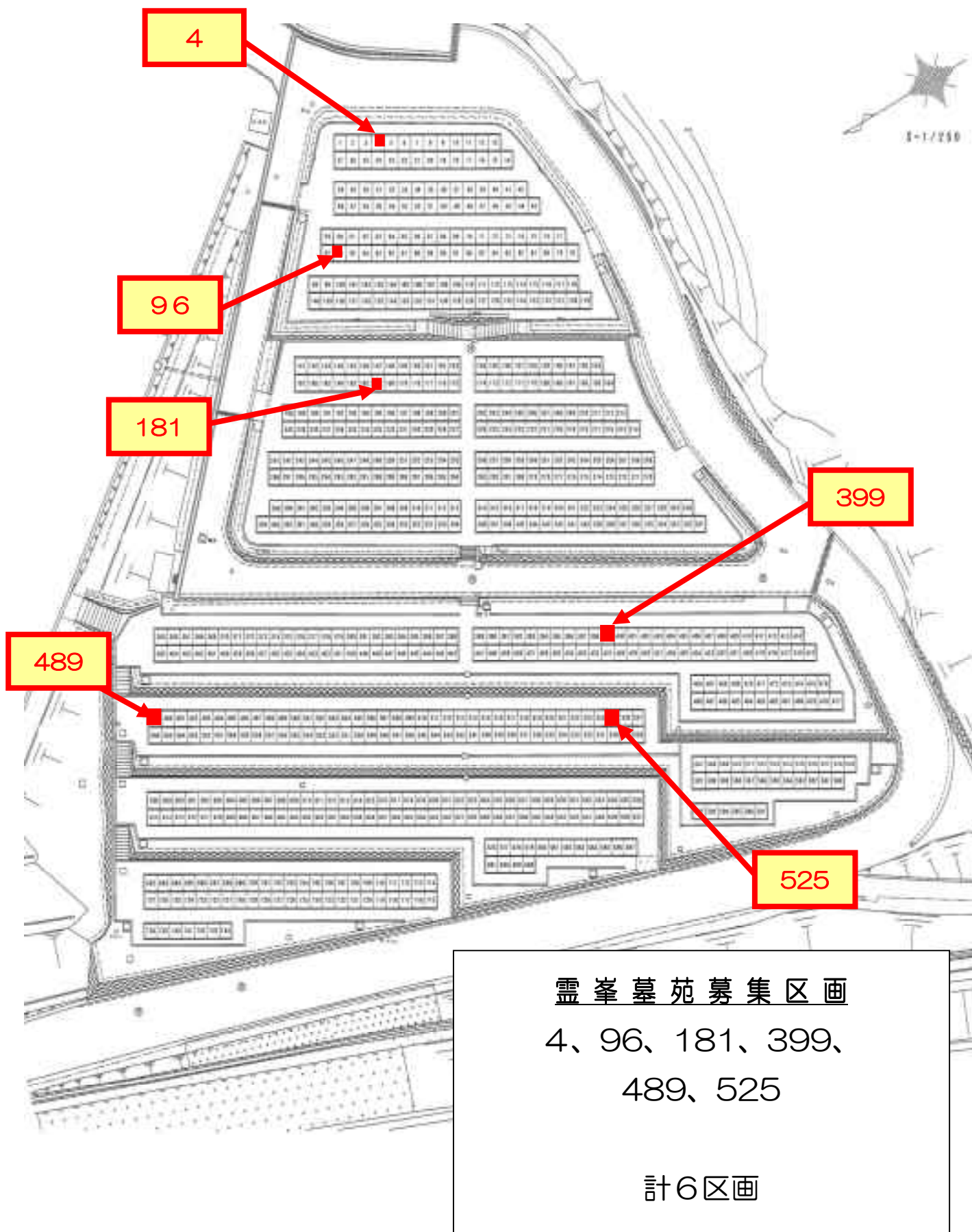
100

計1区画

阿品墓地



霊峯墓苑



第二霊峯墓苑募集区画

G34、G36、G38～41

合計6区画

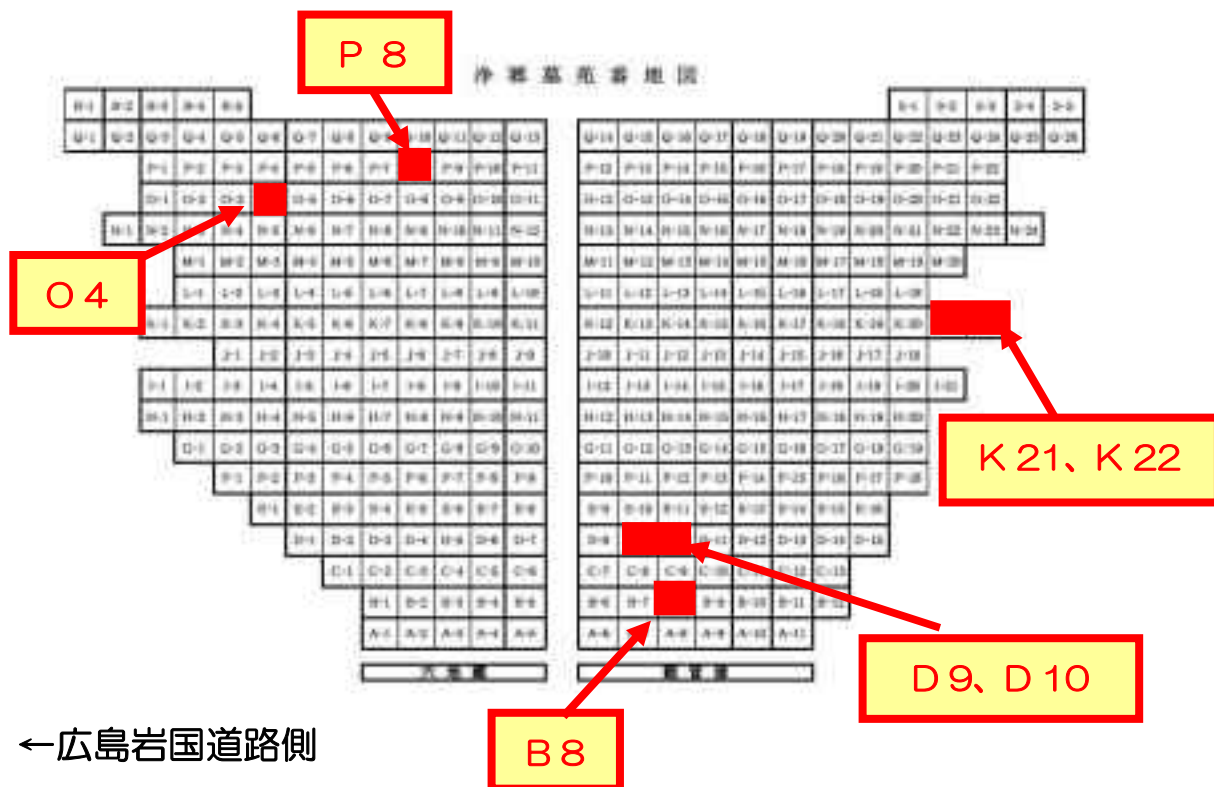
拡大図 G

第二霊峯墓苑（G区画）拡大図

G34

G38～41

G36



浄郷墓苑募集区画

B8、D9、D10、K21、K22、O4、P8

合計7区画

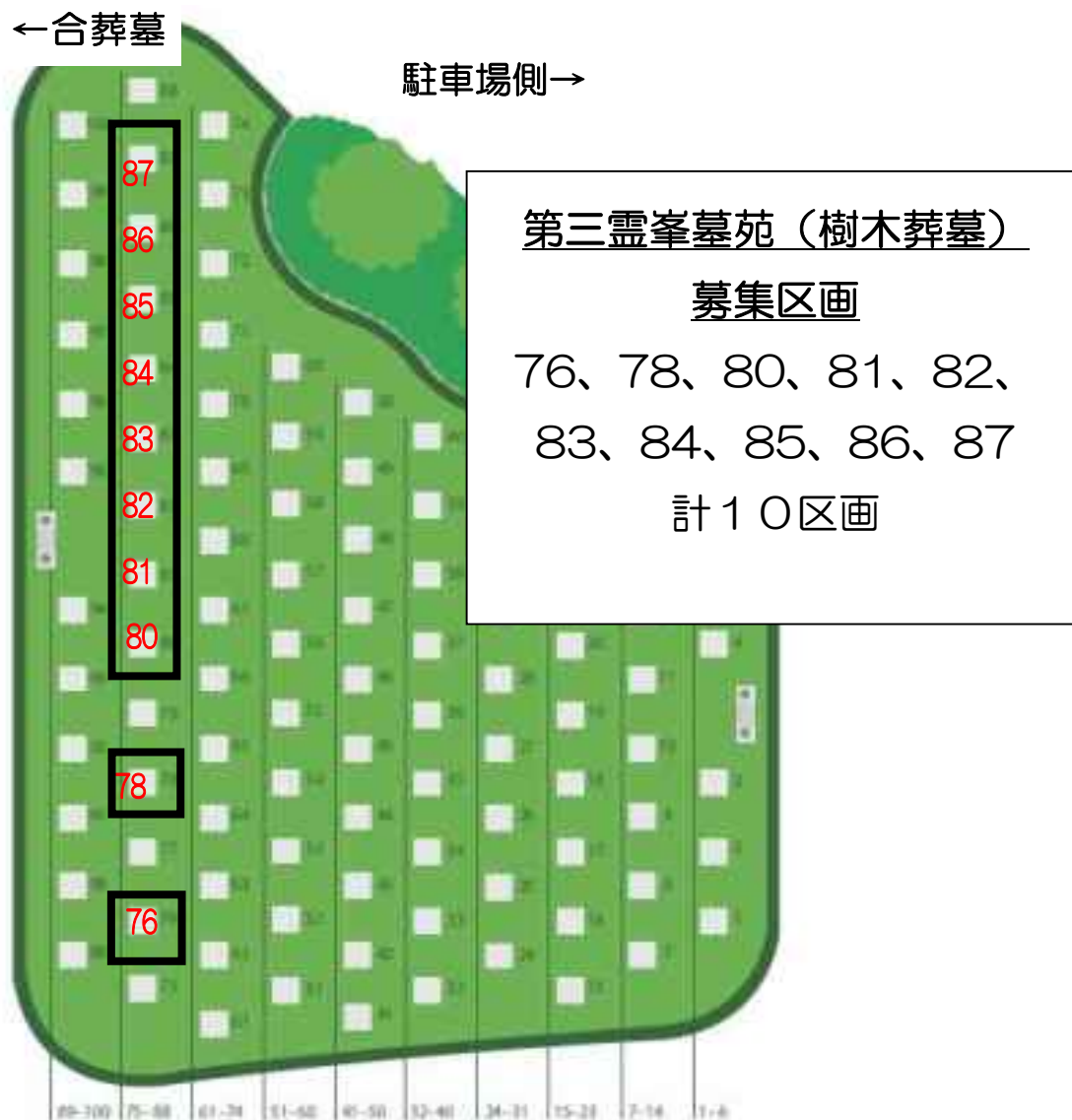


八坂墓苑募集区画

127、174

合計2区画

第三霊峯墓苑（樹木葬墓）



3. 現地写真 第三霊峯墓苑（樹木葬墓）



4. 墓地の名称・所在地

- (1) 名 称：榎之窪墓地
所 在 地：廿日市市下平良一丁目35番地
1区画面積：3m²
- (2) 名 称：阿品墓地
所 在 地：廿日市市阿品二丁目393番地1
1区画面積：3m²
- (3) 名 称：霊峯墓苑
所 在 地：廿日市市宮内3970番地1
1区画面積：3m²
- (4) 名 称：第二霊峯墓苑（G区画）
所 在 地：廿日市市宮内840番地1
1区画面積：2m²
- (5) 名 称：浄郷墓苑
所 在 地：廿日市市大野11288番地12
1区画面積：2.25m²
- (6) 名 称：八坂墓苑
所 在 地：廿日市市大野11665番地487
1区画面積：2.25m²
- (7) 名 称：第三霊峯墓苑（樹木葬墓）
所 在 地：廿日市市宮内3995番地
1区画：骨壺を2つまで埋蔵可能な1カロート

5. 募集数

(1) 榎之窪墓地	計	1区画
(2) 阿品墓地	計	1区画
(3) 霊峯墓苑	計	6区画
(4) 第二霊峯墓苑	計	6区画 (G区画)
(5) 浄郷墓苑	計	7区画
(6) 八坂墓苑	計	2区画
(7) 第三霊峯墓苑 (樹木葬墓)	計	10区画

6. 使用料及び管理料

(1) 榎之窪墓地、阿品墓地、霊峯墓苑 (1区画面積3㎡)

永代使用料	1区画	99万	円
永代管理料	1区画	12万8千	円
合計		111万8千	円

(2) 第二霊峯墓苑 (1区画面積2㎡)

永代使用料	1区画	66万	円
永代管理料	1区画	12万8千	円
合計		78万8千	円

(3) 浄郷墓苑、八坂墓苑 (1区画面積2.25㎡)

永代使用料	1区画	74万2千5百	円
永代管理料	1区画	12万8千	円
合計		87万	5百円

(4) 第三霊峯墓苑 (樹木葬墓)

使用料 (30年)	1区画	25万	円
管理料 (3年ごと)	1区画	1万2千	円
合計 (初回)		26万2千	円

※ 第三霊峯墓苑 (樹木葬墓) の合計額は、初回に納入いただく額であり、使用期間 (30年間) の総額ではありませんので、ご注意ください。
(使用期間 (30年間) の総額は、25万円 + 1万2千円 × 10回 = 37万円となります。)

納入期限

使用料及び管理料は、**令和7年9月30日(火)までに**一括で納入とし、納入後の返金はできません。

7. 応募要件

- (1) 廿日市市に住民登録をしている方で、焼骨を有し、納骨又は改葬のため墓地を必要とする方、又は最終住民登録地が、廿日市市で死亡者の焼骨を有し、納骨のために墓地を必要とする方
 - (2) 現に市営墓地（合葬墓（通常）を除く。）を使用していない方
 - (3) 令和7年9月30日(火)までに使用料及び管理料を一括で納入し、令和8年1月16日(金)までに納骨又は改葬を完了できる方
- ※ 現に市営墓地の使用している方であっても、現在使用分を返還することを条件として新たに応募することができる場合があります。

8. 使用条件等

共通

区画を使用しなくなった場合は、速やかに市に返還(返還届提出)してください。
なお、返還された場合であっても使用料、管理料の払戻しはありません。

樹木葬墓

- (1) 遺骨は骨壺にて2個までとし、最初に埋葬された骨壺を他の骨壺と入れ替えることはできません。(※最初に埋葬された2遺骨以外の埋葬の使用はできません。)
- (2) 樹木葬墓での納骨の立会いはできません。
お預かりした骨壺は、職員が責任をもってお納めします。
- (3) 樹木葬墓の使用期間（30年間）経過後の取扱い
 - ①引き続き、樹木葬墓を使用したい場合
更新許可申請により、30年間の更新許可を行います。
更新許可時の使用料及び管理料
使用料（30年） 1区画 **5万 円**
管理料（3年ごと）1区画 1万2千円
合計（更新時初回） 6万2千円
 - ②更新しない場合
樹木葬墓を返還いただき、焼骨をお返しします。
※御希望により、合葬墓に改葬することができます。

9. 申込みの手続き

受付期間内に次の書類を受付場所へ直接持参又は郵送してください。

① 墓所等公募申込書

② 受付番号票

※ 募集申込みにあたっては、郵送での提出も可能です。

10. 申込受付期間及び場所

受付期間：令和7年5月8日（木）から令和7年5月30日（金）（郵送の場合は必着）まで

※ 土、日曜日（閉庁日）は受付を行いません。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

受付場所：廿日市市役所1階 生活環境部 人権・市民生活課

（〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号）

11. 申込みの際の注意事項

（1）申込みは、1世帯あたり1回に限ります。

（2）申込みにあたっては、必ず事前に現地を確認してください。

※ 現地での説明は行いません。

（3）受付終了後、受付印を押した受付番号票を手渡し又は郵送します。

（4）申込者数が募集数を超えた場合は、当選者及び使用区画を抽選にて決定します。

募集数を超えなかった場合も、使用区画は抽選にて決定します。

（5）申込み時点では、書面による許可要件の審査を行いません。使用予定区画決定後に提出いただく書類により許可要件の審査を行いますが、要件を満たしていなかった場合には、抽選での使用予定区画決定自体を無効としますので、あらかじめ許可要件をよく確認の上、申込んでください。

（6）電話、FAXによる受付は行いません。

（7）提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

（8）申請者は、必ず墓地使用予定者（墓地を管理する予定の方）としてください。

※ 受付期間終了後の申請者の変更はできません。

（9）申込みは、榎之窪墓地、阿品墓地、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑（G）、浄郷墓苑、八坂墓苑、第三霊峯墓苑（樹木葬）のいずれか1つとします。

樹木葬への納骨は火葬場の受付で骨壺を引き渡していただき、火葬場職員が埋葬します。職員が埋葬する際の立会はできませんのでご了承ください。

12. 使用予定区画の決定

(1) 使用予定区画の抽選

- ① 市で実施し、使用予定区画を決定します。
- ② 抽選への立ち会いは、希望者多数の場合はお断りすることがあります。

抽選日時：令和7年6月17日（火）9：30～

抽選会場：市役所1階会議室（101）

※ 落選者は、補欠扱いとし、当選者がキャンセルした場合に、繰上げ当選となります（補欠者決定通知書の交付から3ヶ月間有効）。

(2) 抽選結果の連絡

抽選結果は申込者全員に郵送で発送します。

また、当選者及び補欠者の受付番号を廿日市市ホームページ上に公開します。

13. 使用許可申請について

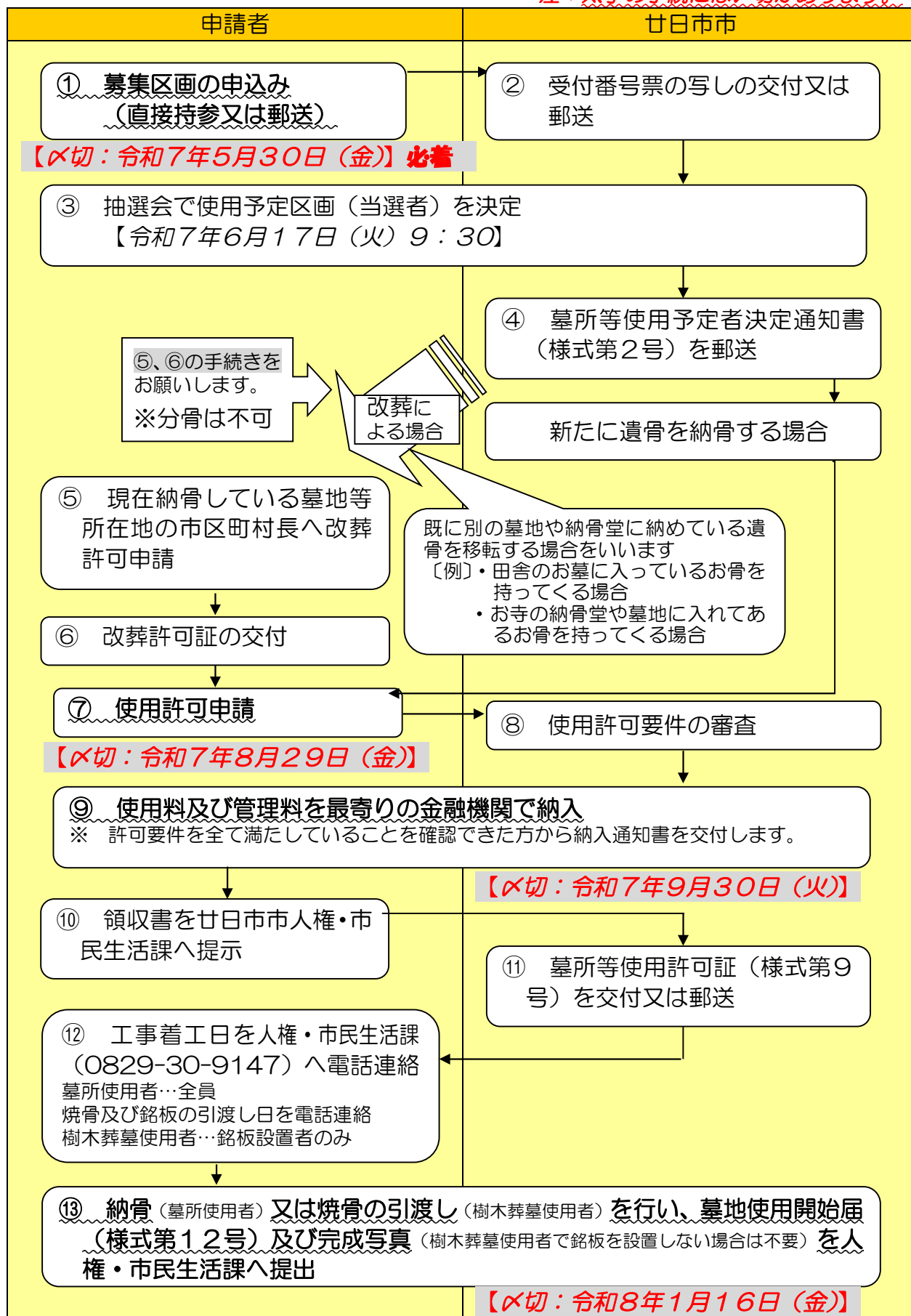
当選者は、**令和7年8月29日（金）まで**に必要な書類をそろえて、人権・市民生活課へ使用許可申請をしてください。

※ 期限内に申請がなかった場合は、当選をキャンセルしたものとみなします。

必要書類：別添「申込手続きチェック一覧表（当選後）」のとおり。

14. 墓所・樹木葬墓の申込み～使用開始までの流れ

注：太字の手続には×切があります。



15. 墓地使用上の注意事項

- (1) 使用区画の変更、使用权の譲渡及び転貸はできません。
- (2) 当墓苑には焼骨（人骨）以外は埋蔵できません。
- (3) 墓所（榎之窪墓地、阿品墓地、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、浄郷墓苑、八坂墓苑）
の場合

① 墓碑その他の施設の基準

墓碑等の高さ：2メートル以内

囲障の高さ：1メートル以内

盛土の高さ：16センチメートル以内（第二霊峯墓苑）

（巻石・境界石など） 10センチメートル以内

設置施設の材質：石、煉瓦、コンクリートブロックその他これらに類するもの

境界後退義務：1センチメートル（区画前面を除く）

- ### ② 墓所の使用区画は、定期的に草取りや清掃を行う等、使用者が責任を持って管理してください（共用区域（通路や駐車場等）は、市が管理します。）。 また、お供え物は各自で持ち帰るなど、墓地内の環境改善にご協力をお願いします。

- ### ③ ゴミは持ち帰るか、所定のゴミ捨て場に入れてください。

(4) 樹木葬墓（第三霊峯墓苑）の場合

① 銘板の制限（設置を希望する場合のみ）

寸法 幅27センチメートル以内、奥行き27センチメートル以内、

高さ7.5センチメートル以内

形状 16ページ参照

材料 石材

※ 廿日市市の「指定石材店」はありません。また、石材店の紹介等もできません。

- ### ② 樹木葬墓へ埋蔵する際の骨壺は、5寸壺（高さ18.0センチメートル、直径15.5センチメートル）以下の大きさとしてください。
- ### ③ 納骨及び銘板の設置は、火葬場職員が行います。納骨しようとする使用者の方は、火葬場霊峯苑（TEL 0829-39-0265）へ事前に連絡の上、火葬場職員に骨壺及び銘板を引き渡してください。なお、納骨への立会いは行えませんので、あらかじめご了承ください。
- ### ④ 第三霊峯墓苑の区域内におけるろうそく・線香などの火気の使用は、禁止い

たします。

⑤ 献花は極力しないようにお願いします。

⑥ 灯ろう、塔婆の持ち込みは禁止します。

(5) 次のような場合は届出が必要です。詳しくは人権・市民生活課までご相談ください。

① 新たに納骨する場合【墓地使用開始（変更）届】

② 使用者が住所又は氏名を変更した場合【墓所等使用者住所（氏名）変更届】

③ 使用許可証を紛失又は汚損した場合【墓所等使用許可証再交付申請書】

④ 使用者が死亡した場合【相続による使用权移転届】

⑤ 墓碑その他工作物等の新設・改修を行う場合【新設・改修図面を提出】

⑥ 墓所又は樹木葬墓の使用の必要がなくなった場合【墓所等返還届】

※既納の使用料・管理料は、原則として返還しません。

(6) 墓苑敷地内での事故、盗難等について、市は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

16. その他

廿日市市営墓地は、廿日市市墓地等設置及び管理条例、同条例施行規則により管理されています。

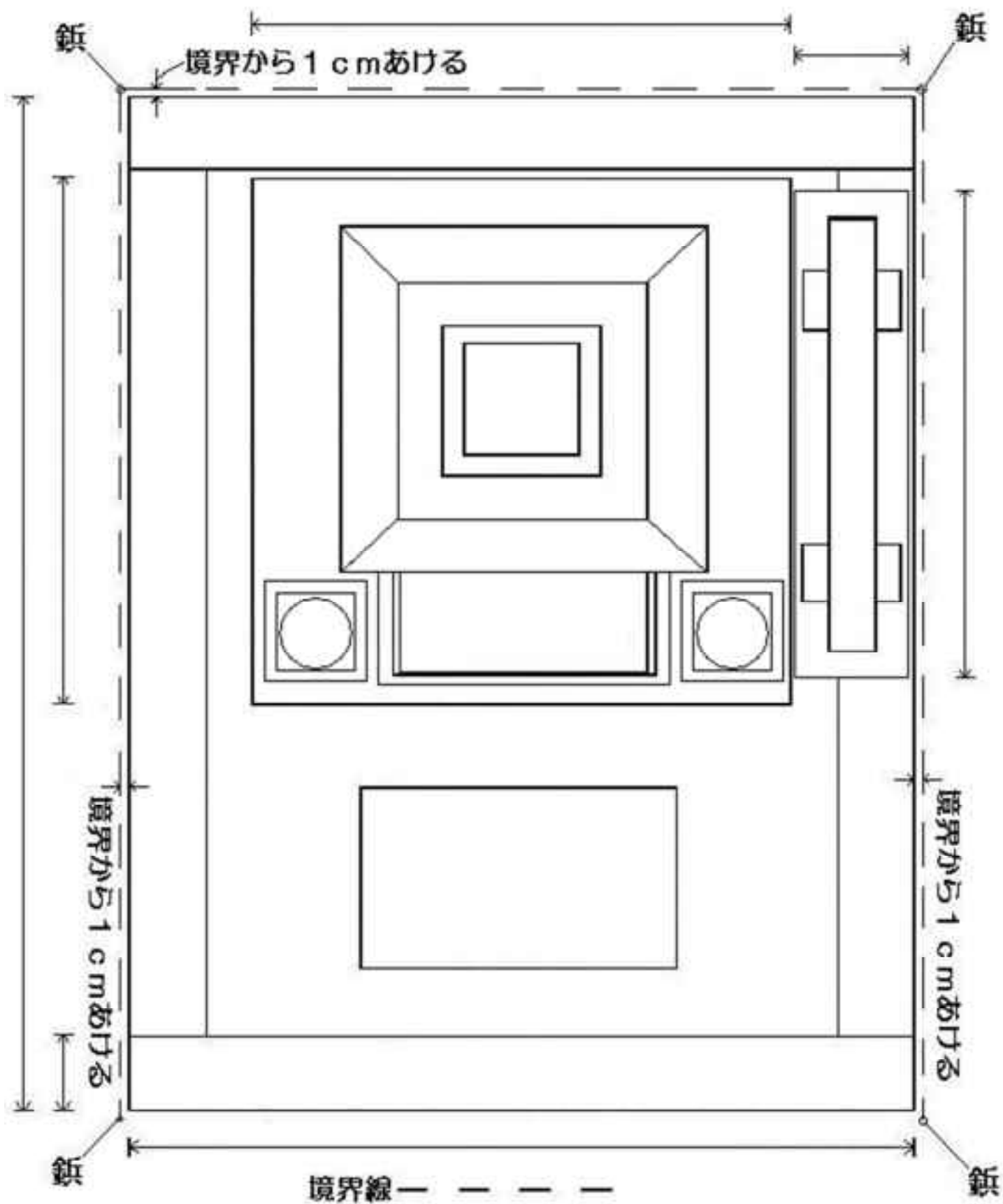
廿日市市下平良一丁目11番1号

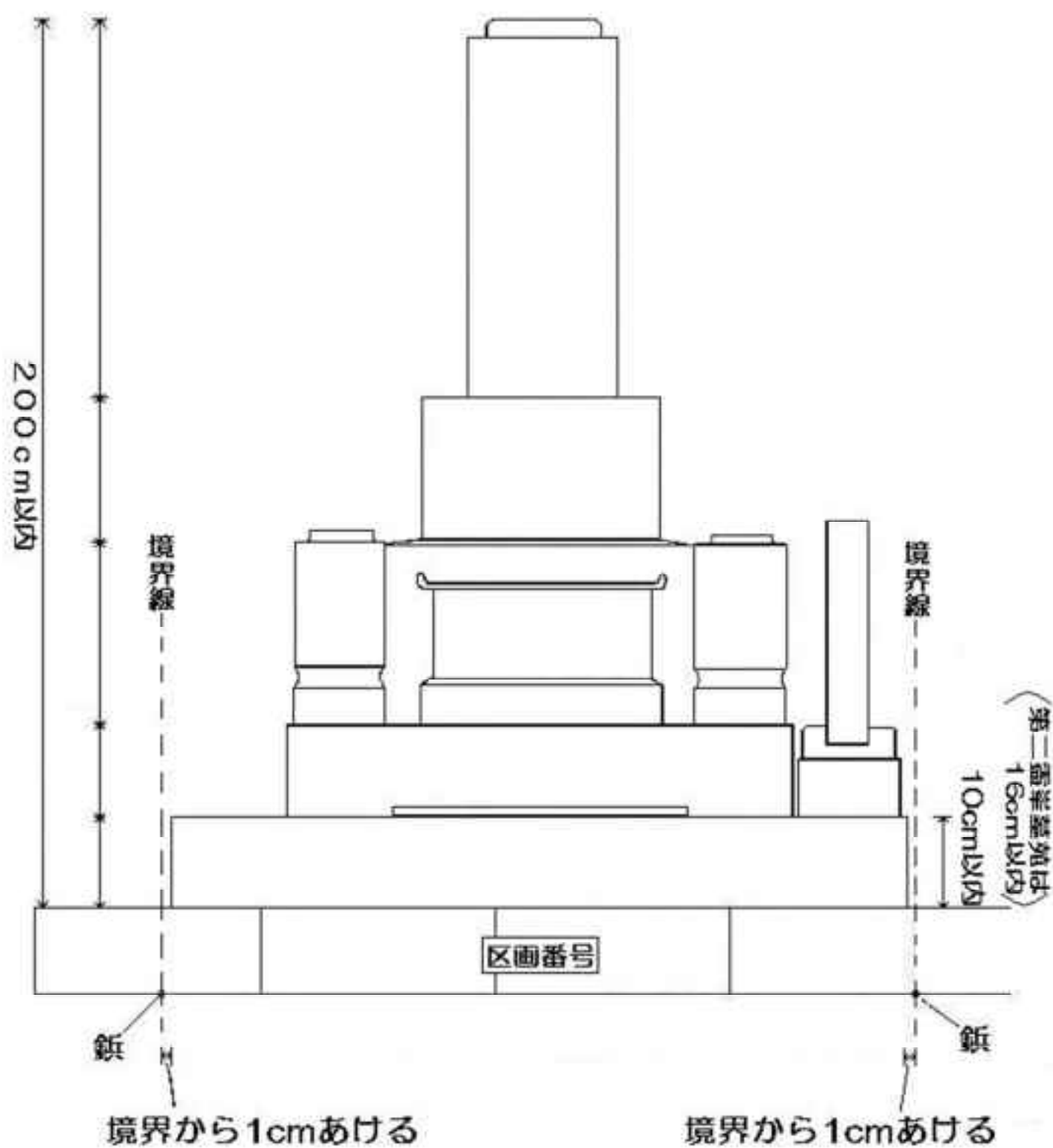
廿日市市 生活環境部 人権・市民生活課

（廿日市市役所1階）

（0829）30-9147（ダイヤルイン）

●墓地の設置基準





●銘板（樹木葬墓）の形状



(別記)
様式第1号(第3条関係)

墓所等公募申込書

令和7年 5月〇〇日

廿日市市長 様

申請者 住 所 廿日市市下平良一丁目11番1号
ふ り が な はつかいち たろう
氏 名 廿日市 太郎 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 0829-20-0001

墓所等の使用者の公募に申し込みたいので、廿日市市墓地等設置及び管理条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり提出します。

墓 地 等 の 名 称	榎之窪墓地 阿品墓地 霊峯墓苑
	第二霊峯墓苑(G区画) 浄郷墓苑 八坂墓苑 第三霊峯墓苑(樹木葬)
墓 所 等 の 種 別	墓所・樹木葬墓
申 込 み 区 分	埋蔵(収蔵)・改葬

※ 以下は、申込み区分において「埋蔵(収蔵)」又は「改葬」を選んだ方のみ記入してください。

死 亡 者 氏 名 ・ 続 柄	廿日市 花子 妻
納 骨 予 定 数 (合葬墓・納骨堂のみ)	1 体
焼 骨 保 管 場 所 (埋蔵(収蔵)場所)	〇〇墓苑 ××県△△市□□☆☆番地

記載例

受付番号票

この部分のみ
ご記入ください

申請者

住所 廿日市市下平良一丁目11番1号

ふりがな 氏名 はつかいち たろう
廿日市 太郎

電話番号 0829-21-0001

使用希望の墓地

	榎之窪墓地
	阿品墓地
	霊峯墓苑
○	第二霊峯墓苑（G区画）
	浄郷墓苑
	八坂墓苑
	第三霊峯墓苑（樹木葬墓）

（いずれか一つに○をして下さい）

令和7年度廿日市市墓地区画抽選

受付印・受付番号

番

※ 申し込みの際には、住所、氏名、電話番号、使用希望の墓地のみ記入してください。

